

別表第2（第3条関係）

県外等派遣費補助金額表

| 補助対象者 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
|--------|---|--|
| 児童生徒等 | <p>次の派遣される大会の開催地に応じた一人当たりの額に補助対象経費の要件による人員を乗じた額</p> <p>北海道 50,000 円 東北地方 45,000 円 関東地方、中部地方 40,000 円 近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方 35,000 円 国外 50,000 円 県内離島 10,000 円</p> <p>※ 補助対象経費の要件による期間が3日を超えた場合は、一人1日につき、5,000円を加算する。</p> | <p>次の要件により支出する派遣事業の経費（100円未満切り捨て）</p> <p>(1) 支出費目 航空賃又は船賃、宿泊費及び交通費 (2) 期間 派遣される大会の開会式当日から競技等終了の日までの期間。ただし、大会の日程により前泊が必要とされる場合又は天災その他やむを得ない事情があると教育長が認めるときは、その認める期間 (3) 人員 ア 児童生徒等の派遣事業 (ア) 団体の場合 大会要項により登録された人員（選手、監督、コーチ、マネージャー又はこれらに類するもの）。ただし、50人を限度とする。 (イ) 児童生徒個人の場合 大会要領により登録された児童生徒個人の人員 イ その他の町民の派遣事業 大会要項により登録された人員中町民の人員</p> |
| その他の町民 | <p>次の派遣される大会の開催地に応じた一人当たりの額に補助対象経費の要件による人員を乗じた額</p> <p>国内 10,000 円 国外 50,000 円</p> | |